

# 沖縄の小規模作業所

—— その歩みと現状・課題 ——

谷口正厚

はじめに

第1章 沖縄県における小規模作業所の歩み

第2章 沖縄の小規模作業所の現状と課題

おわりに

## はじめに

1990年8月19日、日曜日、沖縄市の老人福祉センターかりゆし園のホールで沖縄県共同作業所連絡会の結成総会が開かれた。来賓の沖縄県授産施設部会長の山城永盛氏の挨拶の中でも言われたように、障害者福祉の新しい考え方が広がるなかで国を巻き込んで障害者の施設のあり方の再検討が進みつつある現在、多くの人に待ち望まれたこの日であった。

この日は、ちょうど沖縄水産高校が沖縄県勢で始めての決勝戦への進出をかけて、準決勝で広島山陽高校と対決した日である。

「みんな来るだろうか」という心配は、会場いっぱいの障害者達、父母や関係者達の顔によって吹き飛ばされた。ある作業所で顔見知りになったA君がうれしそうに、自信をもっていった。

「沖水が見れんやろう。来るのいややったけど、話し聞いたら、絶対来ないかんと考えた。大事な会や」

沖縄で最初の小規模作業所が作られてから、来年で10年になる。再来年の1992年は国際障害者年10年を総括する年であり、また「第2次沖縄県振興開発計画」の最終年を来年に控えて「第3次振計」作成作業が急ピッチで進めら

れている。来るべきこれらの区切りの年を単なる行事に終らせないで沖縄の成人期障害者対策を抜本的に充実する出発の年にするために、すぐにも取り組みを始める必要がある。

私は、沖縄大学の共同研究で沖縄の精神薄弱の障害者の家族の生活実態調査を行ったが（注1）、そこに現れた障害者の家族のもっとも大きな要求・悩みの一つは学校を卒業した後の進路と生活の問題であった。しかも、働きながら生きていくことへの要求が「施設入所」を上回り、施設についても「身近な地域に施設を」、「共同作業所を」と具体的にとらえていこうというように要求の変化が見られた。小規模作業所は障害児・者の親達にとって大きな関心事のひとつになってきている。

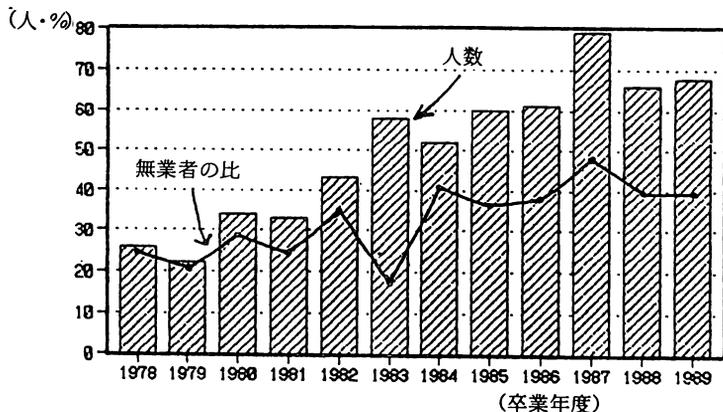
本稿では、最近実施された調査を利用しつつ、沖縄の作業所の歩みと今後の課題についてまとめてみたい。なお、作業所を総称する名称として一般に「小規模作業所」と「共同作業所」という名称がよく使われており、沖縄県では作業所名や連絡会の名称などに後者の名称がよく使われている。本稿では無認可の小規模の通所作業所という意味で小規模作業所あるいは単に作業所という名称を使う。

## 第1章 沖縄県における小規模作業所の歩み

国際障害者年年初年度の1981年も終りに近い11月に沖縄で最初の小規模作業所「授産所そてつ」が那覇市に設立された。少し前から、沖縄県高教組の教研集会でも作業所づくりのレポートがだされるようになり、浦添市の大平養護学校や沖縄市の美咲養護学校の教員やPTAの中でも小規模作業所設立に向けての運動が進められていた。当時は、1979年に養護学校の義務制が実施されて、学校卒業後の成人期障害者対策がいよいよ大きな問題とされてきた頃であった。

復帰後、生活（収容）施設型の障害者の法内施設が急速に設置されてきたが、これらを運営してきた社会福祉法人によって、1978年頃から法内の通所施設が設置されるようになった。しかし、障害児学校高等部卒業後の無業者は増大し続けた（図1）。

図1 障害児学校高等部卒業後の無業者（資料：学校基本調査）



表注① ここに示した「無業者」は法内施設に入所した者を除くが小規模作業所（法外施設）への入所者はここに含まれている。したがって、小規模作業所が設立された1981年度以降はこれは「在宅者」とは一致しない。在宅者と小規模作業所への入所者とを区別した統計は教育庁では公表していない。この資料については後で取り上げる。

表注② 1983年度卒業生で「無業者」の比率が低いのはいわゆる「風疹児」の卒業によりろう学校の卒業生が大量にでた為である（無業者の比とは、全障害児学校の卒業生総数に対する「無業者」の比率である）。

全国の状況を見ると、「授産所そてつ」設立直前の1981年10月1日現在の厚生省・児童家庭課調査では638ヶ所の小規模作業所の設置が確認されている。小規模作業所問題に深く関わってきた全日本精神薄弱者育成会（手をつなぐ親の会）に加えて、1977年8月にわずか18ヶ所の作業所で結成された共同作業所全国連絡会は、3年後の1980年7月には加盟作業所85ヶ所、1982年10月には136ヶ所（うち無認可110ヶ所、設立準備会6団体）と急速に増大しつつあった。

沖縄県でも、1981年から1984年までの4年間に11ヶ所の小規模作業所が設立された。1985年3月現在で沖縄県障害福祉課が作成した一覧によると作業所数で10ヶ所、通所者は141人、常勤職員は21人に達している。そして施設数でも通所者数でも法内通所施設を上回り、沖縄の成人期障害者対策の中で重要な位置を占めるに至った（図2および表1）

図2 沖縄県における小規模作業所設置の推移

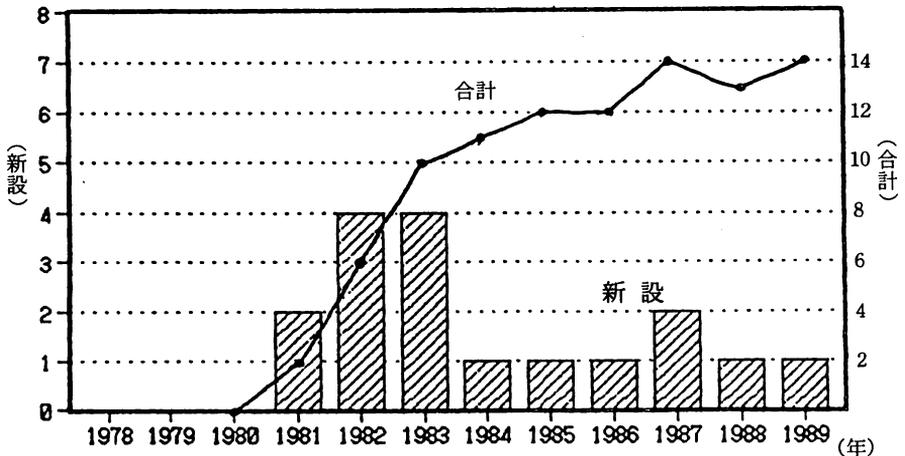


表1 沖繩の小規模作業所・通所法内施設

(1985年現在)

名 称	定員 通所者数	職員数	設置主体	設置年月日	備 考
授産所そてつ	30	2	親の会	81/11/28	
若竹共同作業所	26	4	つくる会	82/04/01	
がじゅまる共同作業所	20	3	つくる会	82/11/01	
ひまわり共同作業所	13	1	つくる会	82/06/19	
読谷かりゆし学園	10	2	つくる会	82/04/04	
いしなぐ共同作業所	13	3	つくる会	83/07/28	
糸満福祉共同作業所	11	1	支える会	83/05/01	
那覇福祉作業所	5	3	理事会	83/11	
みどりの里		1	理事会	81/04/01	
八重山福祉作業所	13	1	理事会	84/02	
あしびなあ				83/06/12	
読谷福祉作業所				85/04/01	
栄野比学園	30			78/05/01	精神薄弱者通所更生施設
南風学園	50			80/05/01	精神薄弱者通所授産施設
八重山育成園	30			81/05/01	精神薄弱者通所授産施設
計(小規模作業所)	141	21			
計(法内施設)	110				

あしびなあ、読谷福祉作業所は1985年の障害福祉課の一覧には記載されていない。

資料：1985年施設名簿、小規模作業所設置状況調べ(県障害福祉課)

設置された作業所の運営は、設立の経過や地域性を反映して、様々であった。若竹共同作業所やいしなぐ共同作業所では「共同作業所をつくる会」が実質的に機能し、障害の種別、重さを問わず全ての障害者の発達の権利保障を目指すという理念を掲げて地域の人々と共同して民主的な運営と運動を基礎に行政に対する運動と地域活動を進めていった。設置主体が精神薄弱の障害者の親の会であるところ等では、入所対象者が精神薄弱の障害者に限られていたり、またその保護者が親の会に入ることが入所の条件であったり、あるいは「身辺自立の可能な障害者」が入所の条件であったりするところもあった。労働の位置づけについても、重い障害者は入れなくなっても仕事中心に運営していこうとするところから、障害者の発達に重点をおき、障害の状態に仕事を合わせて（その結果、全く「仕事」ができないで、作業所に通って仲間と過ごすことが「仕事」になる場合もある）重い障害者も受け入れていこうというところまで様々であった。

運営理念の多様性とならんで、市町村行政の小規模作業所への関わり方にも大きな違いがあった。1985年当時では、糸満福祉共同作業所のある糸満市では補助金なし、若竹共同作業所のある浦添市では20万円（那覇市からも30万円の補助金があったがこれを合わせても50万円。これに対応する若竹共同作業所の予算は1984年度の当初予算をとると約900万円であった）にすぎなかった。他方、沖縄市や読谷村では500万円前後（当時の全国の都道府県の援助と比べてもかなり高い額）の援助がなされた（注2）。那覇福祉作業所の場合は、障害者の親でもあり福祉活動に長く関わってきた理事長が土地を提共し、最初から法人化を目指して運営するという独自の道を進んでいたが、多くの作業所は場所の確保、職員の給与の保障のために苦しい運営を強いられていた。

この中で北部の名護市にあるいしなぐ共同作業所は他の多くの作業所と共通の問題をかかえながら、運動の中でそれを克服しつつ法内施設に発展して行った最初の作業所である。この点でいしなぐ共同作業所の歩みを見ておくことは大きな意味を持つと思われる。

いしなぐ共同作業所は、設立当初は作業所を支える組織も弱く運営も職員委せになっていた。そして革新市政ではあったが当初は行政の理解もなく、職員も無給で、やがて工賃まで払えなくなり、閉鎖の危機に陥った。しかし、同じ

頃共同作業所づくり運動を進めていた名護養護学校の教員達も加わり、つくる会の活動を確立し財政危機を克服するなかで作業所運営の理念を明確にしていた。そして市の職員をはじめ労働者や地域の人々も運動に加わり、短期間の間に地域の理解を広げ、行政の姿勢も変えていき、1987年、認可が決定され1988年度より法内施設となった。

こうして、運動の中で法内施設になった「いしなぐ授産所」は、1年後新たに設置された法外施設「いしなぐ第2作業所」とともに、地域の障害者の権利保障の拠点として新たな課題に向かって歩んでいる。その経過は法内施設となった「いしなぐ授産所」の「創立記念誌」に生き生きと記録されている。その中から、「運動を通しての教訓」と「いしなぐの理念」を資料としてあげておく。

#### 「運動を通しての教訓」

- ① 作業所づくり運動の理念を明らかにし、それに賛同する人々がそれぞれの考え方の違いを越えて結集したこと（団結）
- ② 運営委員会を中心に対等・平等の関係で民主的に討議を重ねて全体で意志統一をはかって運営したこと（知恵を出し合って計画と行動を）
- ③ あらゆる取り組みを通して地域と結びつき、運動を大胆にアピールしてきたこと（地域への宣伝と理解）
- ④ 機会あるごとに会員を増やし機関紙を通して、できるところから協力してもらったこと（会員の拡大と組織化）
- ⑤ 行政当局の責任を明らかにしながらも、手立てをつくし、誠意をもって交渉を進めてきたこと（行政の責任）

### 「いしなぐ共同作業所の理念」

- ① 働くことを通して、一人ひとりの障害者が人間として豊かに発達できる作業所を作る。
- ② 仕事に障害を合わせるのではなく障害者に仕事を合わせる。
- ③ どんな重い障害者も働ける作業所を作る。
- ④ 障害の種別や程度をこえて助け合い、励まし合いながら集団の中で働く。
- ⑤ すべての人々と協力し合って作業所づくりに取り組み差別や偏見のない地域を作っていく。

作業所への県と国の援助は貧弱であった。1977年より精神薄弱者の小規模作業所に対して1ヶ所70万円の国の補助が始まり、1983年度より同じく1ヶ所70万円の沖縄県の補助が始まった。しかし、補助額が小額である上、交付対象数少なく、かつその助成は一時的なもので2年ないしは3年受けると打ち切られるべきものであった（その期間に法内施設に移行せよという趣旨のものだが、年間70万円程度の補助では実質的にはその役割は果たせない）。その実施状況は、国と県の補助を合わせても1983年度は作業所8ヶ所中4ヶ所（うち3ヶ所は設立1年目）、1984年度は9ヶ所中5ヶ所（うち1ヶ所が設立1年目）、1985年度は10ヶ所中7ヶ所（うち1ヶ所が設立1年目）であった。少しずつ補助の比率は高くなっているが、毎年補助の受けられない作業所がでていた（表2）。運動の担い手や設置団体は作業所を作り維持するために、運営資金の殆ど（少なくとも数百万円の資金）を当分の間自分達で作り出さねばならなかった。低賃金下で頑張っている職員への負担も大きく、多くの作業所で職員の交替がしばしば生じ、作業所の実践の継続性が損なわれた。

このような状況のなかでも、作業所によって様々な違いはありながらも、これらの作業所は成人した障害者が一般の人と同じ様に家庭から仕事場に毎日通いながら地域の人々の中で暮らしていくことを支える地域の作業所として運営されてきた。

表2 国・県の小規模作業所に対する助成（社会福祉振興基金補助金を含む）

作業所名	年度	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
授産所そてつ		※	※	○	○	□	□	●	●	●	○
ひまわり共同作業所		※	※	□	□	●	□	○△	○△	○△	△
若竹共同作業所		※	○	○	※	○	●	□	□	□	
がじゅまる共同作業所		※	○	※	□	□	○	○	○	-	
よみたんかりゆし学園				□	□	□	●	○	○	○	□
那覇学園			※	※	※	-	-	-	-	-	-
いしなぐ共同作業所			※	○	○	□	□	-	-	-	
糸満福祉共同作業所			※	※	○	○	□	□	□	△	
あしびなー			※	※	※	□	□	□	△	△	
八重山福祉作業所				※	○	○	○	-	-	-	
読谷福祉作業所				※	※	※	※	△	△	△	
おとば学園						※	●△	●△	□	□	
具志川福祉作業所							※	□	□	□	
ニライの里							※	●	●△	△	
アトリエ種子								※	◎◎	◎	
いしなぐ第2共同作業所										※	○△

沖縄県心身障害者小規模共同作業所補助金＝○

全日本精神薄弱者育成会補助金＝□

社会福祉振興基金助成金＝●

日本身体障害者連盟補助金＝△

精神障害者家族会補助金＝◎

※印は補助金なし

□と△と◎は国の補助金である。

-印は法人認可により対象外となる

国の補助金は1989年度より1ヶ所80万円、それ以前は70万円である

（資料：沖縄県社会福祉協議会および沖縄身体障害者協会資料）

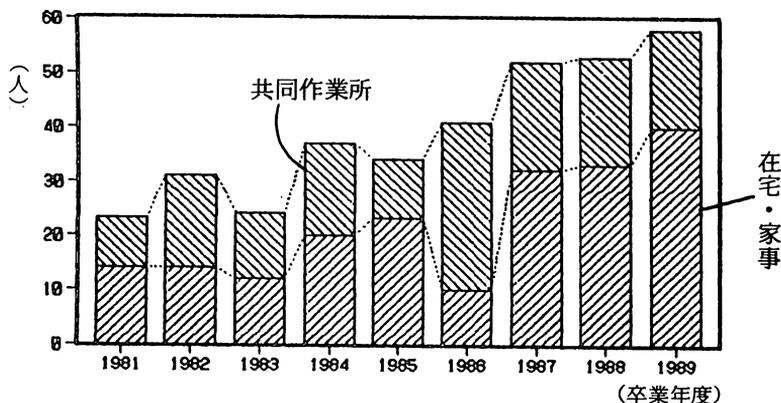
「学校を卒業して一人ぼっちになる障害者をださない」と願う障害児学校の教員達は、小規模作業所には大きな関心を持ち続け、そてつ・若竹が設立されて以後もしばしば教研集会のテーマに取り上げてきた。これらのレポートをもとに、1981年以來の学校卒業後の小規模作業所への入所者の推移をまとめたのが表3と図3である。

表3 精神薄弱養護学校高等部卒業後の進路

進路先／年度	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
卒業生	81	74	85	82	101	112	120	120	136
就職	36	18	31	26	32	28	28	29	40
無職	45	56	54	56	69	84	92	91	96
施設入所	21	24	29	18	35	43	40	36	34
共同作業所	9	17	12	17	11	31	20	20	18
在宅・家事	14	14	12	20	23	10	32	33	40
その他	1	1	1	1	0	0	0	2	4

資料：沖縄県教研集会資料および各学校の進路指導資料

図3 学校卒業後の作業所への入所と在宅者の推移（精神薄弱養護学校）



資料：沖縄県教研集会資料および各学校の進路指導資料

これによると、1981年度以降、卒業生数の10%から20%台で毎年養護学校の卒業生が共同作業所に入所しており、1989年度までの累計で155人になる。しかし、在宅者の比率は、作業所が集中的に設立された81年から83年に一時横ばいになった後、1980年代半ばから後半に再び増大の傾向にある。グラフを見て分かるように、これまでかなりの数の在宅者が発生してきている。今後もさらに毎年新しい入所希望者がでてくるであろう。従来学校を卒業して共同作業所に入所するのはほとんどが精神薄弱者であったが、今後、少数ではあろうが重度重複の身体障害者が作業所へ入ってくるのが考えられる（1990年4月には具志川市と沖縄市から盲学校卒の2人の重複障害者が浦添市の若竹共同作業所に通っている）。また、現在社会的な問題として現れていない多くの在宅の障害者が存在していると考えられる。例えば、今婦仁村のおとば学園では、学校にも行けず何十年も在宅の生活を続けたあと小規模作業所に入ってきて見違えるような発達をとげつつあるケースがみられる。同じような状況で実際には小規模作業所を必要としながら社会の問題として現れてこない人々がどれくらいいるかはどこでも把握されていない。ここでは、中学校の障害児学級を卒業して無職（在宅）になった人達の数を表4で示しておく。1981年度卒業生以降だけでも、障害児学校卒業後の在宅者とあわせると478人に達している。

表4 中学校特殊学級卒業後の進路

進路 / 卒業年度	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
卒業生総数	162	219	130	141	275	155	126	107	111	106	106	125
進学	27	41	116	39	152	59	74	58	69	79	66	76
高校	-	-	-	-	-	-	43	17	25	22	21	17
障害児学校	-	-	-	-	-	-	31	41	44	57	45	59
その他	135	178	14	102	123	96	52	49	42	27	40	49
専修学校等	16	12	10	7	13	12	11	11	3	4	9	-
就職	67	73	50	31	37	42	26	16	13	10	6	13
無職	52	93	44	64	73	42	15	22	26	13	25	36

資料：学校基本調査

1978～1983年度は進学先を区分した統計はとられていない。

小規模作業所に期待されるこのような多様な要求に答えるためには、作業所が地域と結びついた活動を進めるとともに、それを財政的に保障するものとしての公的補助が不可欠である。

最近、民間の障害者団体のみならず、全国社会福祉協議会等でも、小規模作業所への対策のあり方についての検討が進められている（注3）。これらの報告・提言では、現行の施設対策のあり方の再検討と従来の施設には解消できない小規模作業所の独自の機能を生かす方向での制度の創設あるいは改革ということが共通して提起されている。

このような流れの中で、沖縄県の小規模作業所に対する行政をみると、その内容はあまりにも貧弱である。沖縄においては、国と県の補助の低水準さのために、都道府県格差とともに県内での市町村（地域）格差という二重の格差が存在している。

次章では沖縄の小規模作業所の現状と課題について考察するなかで沖縄県の小規模作業所補助制度の問題点についても検討する。

## 第2章 沖縄の小規模作業所の現状と課題

沖縄県障害福祉課と沖縄県社会福祉協議会が行った1989年4月1日現在の調査資料と共同作業所全国連絡会（以下共作連とよぶ）が厚生省の委託研究のなかで行った小規模作業所の実態調査（以下、前者を冲社協調査、後者を共作連調査とよぶ）をもとに沖縄県の小規模作業所の現状を見てみよう（注4）。

まず、冲社協調査を表5に示し、現状を概観しておこう。

沖縄の小規模作業所は1989年4月1日現在、作業所数で13ヶ所、通所者数で225人であり、1986年以降6ヶ所（毎年約1ヶ所強の割合）の新しい作業所が作られている。この間に法内施設となった作業所を差し引いても、4年間の間に作業所数で3ヶ所、通所者数で84人増えている。1985年以後、那覇福祉作業所（那覇学園と改称、1986年精神薄弱者通所授産施設として認可、以下同じ）、いしなぐ共同作業所（いしなぐ授産所、1988年認可）、八重山福祉作業所（大浜工房、1988年身体障害者通所授産施設として認可）の3ヶ所が法内施設として認可された。

1989年6月現在での沖縄県全体の法内施設と法外（無認可）施設とを比較すると、法内施設は7ヶ所、定員は220人であり、1985年時点より両者の比重が接近し、施設数では小規模作業所が多いが通所者数（定員数）ではほぼ同じになった。しかし、この間の法内施設の新設4ヶ所のうち3ヶ所が小規模作業所からの移行である。この傾向はおそらく今後も続くのではないかと考えられる。

小規模作業所が法内施設と比べて施設数において倍の数存在し、通所者数においてほぼ同じ比重を占めており、かつ法内施設設置の大きな「供給源」となっていることは、小規模作業所の意義がさらに大きくなってきていると言えよう。

作業所の規模は平均で17.3人であり、最も小さいのは読谷福祉作業所（身体障害者）の5人で最も大きいのは授産所そてつの46人である。市部の作業所の平均規模は24.0人と市部の作業所の規模が大きい。

市町村別に作業所の設置状況をみると、市部では石川市、平良市、石垣市で作業所が未設置である（ただし、石垣市には身障と精神薄弱の通所授産施設が1ヶ所づつある）。郡部では、今婦仁村、読谷村、嘉手納町、北谷町の4町村

に設置されているがその他の43町村に作業所がない。(ただし、与那原町、南風原町には法内精神薄弱者授産施設が各1ヶ所ずつある)。

那覇市、沖縄市、浦添市、宜野湾市は作業所が設置されているが、作業所1ヶ所当りの人口比は高い。特に、那覇市は全国平均で作業所1ヶ所当りの人口が54,628人に対して3倍の153,075人である。県庁所在市で作業所が2ヶ所以下しかないのは那覇市の他は5都市のみである(注5)。他方、名護市は作業所1ヶ所当りの人口は全国平均並だが(認可施設になった「いしなく授産所」を入れると率としてはさらに低くなるが)市面積が広いので、「通所施設」という機能から考えると全く不足であろう。沖縄県全体での作業所1ヶ所当りの平均人口は101,902人で全国平均の約倍であり全都道府県のうち下から数えて6番目である。これに離島地域・過疎地域ということも考えると沖縄県でもこれからもさらに多くの地域に作業所が必要となるであろう(図4)。

図4 沖縄県の作業所の設置状況(作業所1ヶ所当り対人口比)

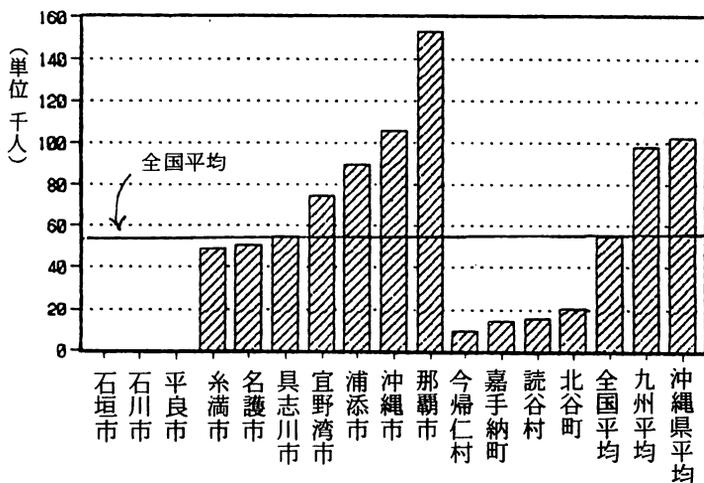


表 5 沖繩県の小規模作業所の実態

作業所名	設置主体	経営主体	所在地	通所者数						常勤職員計	職員1人当り通所者	月額賃金1人当り	職員1人当り月額基本給	年間平均年間賃与	年間人件費総額
				総数	男	女	精薄	身障	その他						
おとば学園	村社統	親の会	今知仁村	14	7	7	8	2	4	2	7.0	7,083	96,600	75,000	2,543,000
具志川福祉作業所	親の会		具志川市	13	7	5	13	0	0	4	3.3	17,375	55,000	165,000	4,117,000
がじゅまる共同作業所	つくる会		沖縄市	25	12	13	25			4	6.3	9,120	153,500	800,333	7,807,000
よみたんかりゆし学園	父母の会		読谷村	12	8	4	12			3	4.0	6,000	159,960		
読谷福祉作業所	村身障協		読谷町	5	3	2		5		1	5.0	14,100	50,000	0	675,000
ニライの里	町社協		北谷町	11	4	7	11			2	5.5	4,083	115,700	367,055	3,243,000
あしびなー	町身障協		嘉手納町	15	11	4	8	7		1	15.0	5,000	85,000		960,000
ひまわり共同作業所	親の会		宜野湾市	23	7	16	20	2	1	2	11.5	5,417	110,000	220,000	4,081,000
若竹共同作業所	つくる会		浦添市	17	11	6	17			3	5.7	5,260	113,333	226,666	5,020,000
授産所そてつ	親の会		那覇市	46	20	26	46			2	23.0	5,435	65,000		1,940,000
永満福祉共同作業所	親の会		永満市	25	8	17	16	7	2	2	12.5	6,500	80,000		2,400,000
いしなく第2作業所	つくる会		名護市	6	2	4	6			2	3.0	4,167	150,000		3,496,473
アトリエ種子	家族会		那覇市	13	9	4		1	12	2	6.5	6,667	85,000	170,000	4,160,000
計				225	109	115	182	24	19	30					40,442,473
平均				17.3							8.3	7,401	101,469	253,007	3,370,206

1989年度予算						補助金内訳					設置年月日
予算総額	会費 父母負担	寄付会費	事業収入	補助金収入	その他	国	県	市町村	市町村社協	その他	
3,734,000	0	330,000	1,300,000	1,300,000	804,000	800,000	0	280,000	220,000	0	86/04/01
12,550,000	282,000	1,000	6,603,000	4,980,000	684,000	800,000	0	3,130,000	1,050,000	0	87/04/01
13,082,000	880,000	600,000	4,592,000	6,900,000	110,000	0	700,000	6,200,000	0	0	82/11/01
8,401,000	0	1,000	1,750,000	5,738,000	912,000	0	700,000	5,000,000	0	0	38,000/83/04/01
2,889,000	0	1,000	780,000	1,000,000	1,108,000	0	0	700,000	300,000	0	85/04/01
4,621,000	0	523,000	423,000	3,579,000	96,000	0	0	2,879,000	0	700,000	87/07/15
1,970,000	0	0	500,000	1,470,000	0	800,000	0	670,000	0	0	83/06/12
10,004,000	0	523,000	4,764,000	4,287,000	430,000	700,000	700,000	2,737,000	150,000	0	83/06/19
9,371,830	2,040,000	1,600,000	2,850,000	2,000,000	881,830	800,000	0	1,000,000	200,000	0	82/04/11
6,449,123	0	180,000	3,000,000	1,800,000	1,469,123	0	0	1,100,000	0	700,000	81/11/28
5,211,000	216,000	1,000	2,687,062	1,151,000	1,155,938	800,000	0	300,000	50,000	1,000	88/05/02
6,771,547	480,000	800,000	4,020,000	0	1,471,547	0	0	0	0	0	89/04/01
8,481,709	2,560,000	3,570,000	1,000,000	1,200,000	9,151,709	800,000	0	0	200,000	200,000	88/02/22
93,536,209	6,458,000	8,130,000	34,269,062	35,405,000	274,147	5,500,000	2,100,000	23,996,000	2,170,000	1,639,000	
7,195,093	496,769	625,385	2,636,082	2,723,462	713,396	423,077	161,538	1,845,846	166,923	126,077	

資料：社協・障害福祉課

沖縄県の作業所の現状を共作連調査によって全国平均、九州平均と比較しながらもう少し詳しくみよう。まず、表6で共作連調査と社協調査のなかから基本的な指標をとって示す。

表6 沖縄の作業所の実態（全国・九州との比較）

	共 作 連 調 査			共作連調査構成比(%)			沖社協調 査 沖 繩	沖社協 構成比	
	九州平均	沖繩	全国平均	九州	沖繩	全国			
作業所数	148	12	2,250				13		
回 答 数	108	10	1,473				13		
通所者数	計	1,188	133	20,644	100.0	100.0	100.0	225	100.0
	身体障害	248	21	4,143	20.9	15.8	20.1	24	10.7
	精神薄弱	661	87	10,765	55.6	65.4	52.1	182	80.9
	精神障害	230	15	4,977	19.4	11.3	24.1		0
	その他	12	0	372	1.0	0	1.8	19	8.4
	不 明	37	10	387	3.1	7.5	1.9		0
通勤者の 年 齢	計	1,129	125	20,644	100.0	100.0	100.0		
	10 代	191	16	2,722	16.9	12.8	13.2		
	20 代	449	73	8,096	39.8	58.4	39.2		
	30 代	277	23	4,797	24.5	18.4	23.2		
	40 代	137	7	2,921	12.1	5.6	14.1		
	50 代	43	1	1,425	3.8	8	6.9		
	60 代	27	3	507	2.4	2.4	2.5		
	70 代	5	2	129	4	1.6	0.6		
不 明	0	0	47	0	0	0.2			
重度障害者数	517	25	8,489	3.5	2.1	3.8			
重複障害者数	232	16	3,471	1.6	1.3	1.5			
平均月額工賃	5,304	8,058	6,946				7,401		
年間運営予算	3,705,658	5,371,900	8,560,078	100.0	100.0	100.0	7,460,478		
年間本人負担	409,102	189,300	359,087	11.0	3.0	4.2	496,769		
事業収入年間額	1,095,969	1,791,000	1,548,518	29.6	28.1	18.1	2,636,082		
年間人件費支出	1,711,121	2,372,800	4,992,330	46.2	37.2	58.3	3,370,206		
1ヶ所平均 公的補助金	計	1,551,283	2,138,400	4,741,583	100.0	100.0	100.0	2,723,462	100.0
	国	290,636	217,000	138,450	18.7	10.1	2.9	423,077	15.5
	都道府県	406,498	420,000	1,619,312	26.2	19.6	34.2	161,538	5.9
	市町村	854,148	1,501,400	2,983,821	55.1	70.2	62.9	2,012,769	73.9
	その他	0	0	0	0	0	0	126,077	4.6
常 勤 職 員 数	182	19	3,565					29	
1ヶ所当り職員数	1.7	1.9	2.4					2.2	
職員1人当り通所者数	6.5	7.0	5.8					8.3	
職員月額賃金	57,046	85,694	104,655					101,469	
予算中の補助金の比率	41.9	39.8	55					37	
作業所1ヶ所当り人口	98,090	101,902	54,628					94,012	

共作連調査沖繩の列の都道府県補助金の項目には「基金」が含まれている。（後述の「都道府県補助金」をみよ）

共作連調査：厚生省委託研究に掲載の都道府県別資料をもとに九州大会提出の資料を参考にして作成。

沖 社 協：作業所単位に集計して（職員月額給与、職員対通所者数など）それを県単位に計算した。

重度障害者・重複障害者の行の構成比の列の項目は構成比ではなくて1カ所あたり的人数である。

## ① 障 害

障害の問題をみると、まず第1にあげられる特徴は、1988年に初めて精神障害者の作業所「アトリエ種子」が那覇市に作られたことである。すでに、九州では小規模作業所の通所者の19.4%が、全国平均では24.1%が精神障害者である。「アトリエ種子」が設立された1年後の1989年2月の段階で沖縄では11.3%である（沖社協調査では、精神障害者を含む「その他」の比率であるが8.4%と共作連調査よりさらに低い数字になっている）。

精神障害者対策は、家族に責任を負わせて公的対策の極めて貧困な復帰前の状況から、復帰を前後して精神病院の増設により入院治療対策へと進むなかで、やがて保健所等を中心に在宅治療と地域対策を重視することの必要性が強調されるようになってきた。しかし、医療中心で福祉対策・リハビリテーション対策がないといわれる状況は基本的にはまだ変わっておらず身体障害者、精神薄弱者の福祉対策と比べて大きく立ち後れている。精神障害者家族会などから社会リハビリテーション施設としての労働施設の設置の要求が強かったが未だに実現していない。このような状況下で小規模作業所へのニーズは大きいといえよう。1988年12月末現在で、精神病院に入院加療中の者5,020人、通院治療を受けているものが12,967人となっている（「環境保健行政の概要」1989年度版）。この通院治療を受けているもののうちで約3割程度は作業所を必要としている人達だと言われているが、その数は3,890人になる。アトリエ種子の13人と比較すると気の遠くなるような数字である。

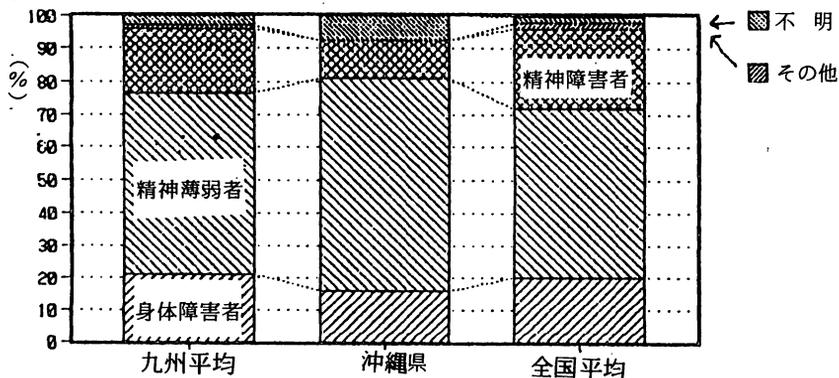
しかし、新しくできたこの作業所に対しても現在の公的補助は極めて貧しく、父母と職員の大きな負担の上でなりたっている。予算総額8,481,709円のうち、公的補助は国の80万円、那覇市社協の20万円、その他の20万円の合計120万円(14.1%)にすぎない。運営費の中で父母負担は256万円で予算総額の30.2%に達する。

障害について第2にあげられる特徴は、精神薄弱者の比率が高く、精神障害者のみでなく身体障害者の比率も低いということである（図5）。また沖縄の作業所に現在通所している身体障害者は比較的軽い人達が多いように思われる（共作連調査でも障害別の重度障害者のデータはでてないので資料から確認はできないが）。

沖縄の成人期の身体障害者の実態に関するいくつかの指標から見て、重度身

体障害者の小規模作業所に対する要求は潜在的には大きいように思う（注6）。しかし、現在もっとも広く行われている割箸の袋詰めのような労働は例えば重度の脳性マヒの障害者にはかえって難しく、作業所側で労働のあり方（工賃の額も含め）を工夫する必要がある。

図5 小規模作業所通所者の障害別構成

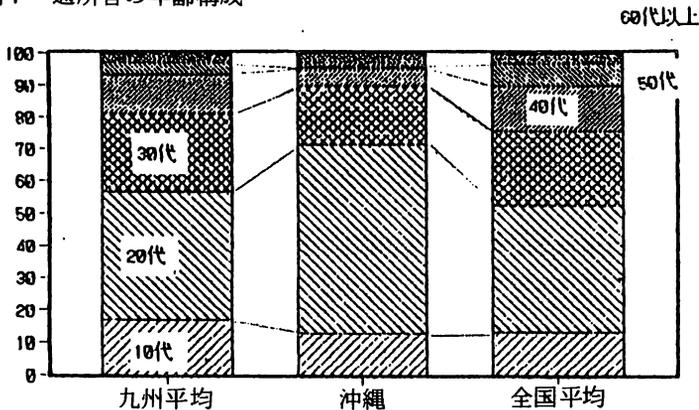


第3に、障害の種類や重さによる入所制限の問題がある。沖縄では、障害やその重さによって入所を制限したり、あるいは障害者の保護者の親の会への加盟や活動への協力の義務を入所の条件とするところが少なくない。もちろん、小規模作業所がみな同じ内容でなければならないということは間違いであろう。障害の重さその他によって、ある場合には労働と賃金に重きをおいて「福祉工場」的な方向を目指すなど多様な作業所があていだろう。しかし、その場合にもその地域に生活する、より重度の障害者あるいは異なった障害を持った人々の問題を考える視点が重要であろう。特に町村段階では財政力や人口が小さい場合、多数の作業所を設置することはむづかしくなるかもしれない。いずれにせよ、その地域の障害者の要求を汲み上げ、それに弾力的に対応しうような地域の障害者の拠点となる作業所づくりの地域政策を作っていかなければならない。実際の運用では、入所制限がありながら、それにこだわらないで運営していこうという姿勢の作業所もある。実践の中で前進的に問題が解決されることが望まれる。

## ② 年 齢

通所者の年齢を見ると沖縄県は20代が約60%と最も多く、30歳代までで90%を占めており年齢の若い障害者が多い。グループホームなど生活施設がまだ沖縄県で未設置であることはこうした実態の反映と言えよう。いい換えれば、一方では沖縄県においては作業所設置の歴史がまだ浅く、比較的高年齢の障害者が地域に潜在していること、他方では、これから生活施設など親からの自立の問題が作業所でも問題になるであろうと言うことを示している。

図7 通所者の年齢構成



## ③ 工 賃

沖縄の作業所の通所者の平均月額工賃は8,058円と九州(5,304円)、全国(6,946円)のどちらと比べても高い。県内の作業所間の格差をみると、高いほうはぐしかわ福祉作業所(17,375円)と身体障害者の読谷福祉作業所(14,100円)が1万円を越している。その他は、5,000円未満2ヶ所、5,000円台が4ヶ所、6,000円台が3ヶ所、7,000円台が1ヶ所、9,000円台が1ヶ所である。ぐしかわ福祉作業所は市の公園の清掃作業委託費が年間660万円あるのが大きい。ここでは、工賃をさらに引き上げて、労働意欲を高め、障害年金と合わせて自立のための経済的基盤を築くことに力を注いでいる。他の作業所でも、労働内容と委託料は把握できないが市町村からの清掃作業その他の業務委託を受けてい

る所は多い（おとば学園、がじゅまる共同作業所、よみたんかりゆし学園、ニライの里、なしびなあ、授産所そてつ、いしなぐ第2共同作業所の7ヶ所）。

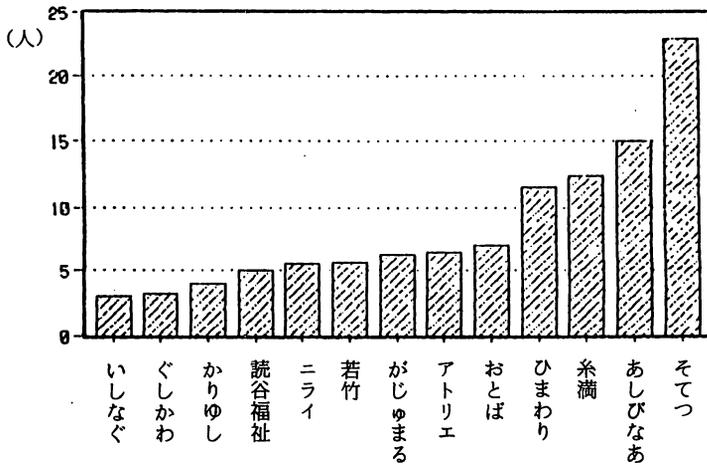
工賃をどう捉えるかは今後の検討課題であると思われる。一面的に高い工賃をあげることを目標とすれば、重い障害者を受け入れることが難しくなる。しかし、障害の程度と発達段階によってはより高い工賃を目指して経済的にも自立することを目標とすべきだろう。最も高いぐしかわ福祉作業所の場合でも月収17,000円というのは（障害年金を入れたとしても）一般的な労働者の基準からみると低い額なのだから。あるいは、高い工賃を目指して経済的にも自立することが課題になった障害者の場合には作業所を「卒業」して一般就職の可能性を追求することになるかもしれない。作業所としては地域の障害者雇用の現状を把握し、その変革を進めるというもう一つの課題にも直面することになろう。このように考えると作業所における工賃は、それだけで切り離して追求すべきものではなく、労働あり方を含めて、障害者の全人格的な発達課題の中に位置づけて考えるべきものであろう。

ちなみに、法内精神薄弱者通所授産施設の月額平均工賃は、1984年が4,394円（通所授産施設2ヶ所とその他の入所施設とを一括した平均値）で、1987年が7,818円（通所施設3ヶ所の平均）である。

#### ④ 職員1人当りの通所者

職員1人当りの通所者数は7.0人で九州（6.5人）、全国（5.8人）のどちらよりも高い。共作連の調査は都道府県段階で通所者数と職員数を一括して合計した後平均をだしたものである。沖社協調査で同じ方法で計算すると7.5人でやはり九州・全国平均より大きい。各作業所毎に職員1人当りの通所者数をだしてみると、図8にみられるような作業所間の格差がある。これの平均は職員1人当たり8.3人である。また、もっとも高いのは授産所そてつの23.0人である。ただし、そてつの場合、常時何人かの父母がボランティアとして参加している。他の作業所でも毎日一人か二人の父母がボランティアとして参加している所は多く、ボランティアの位置づけと実際の関わり方によって、作業活動と指導の現実の状況も違ってくる。しかし、作業所の中核を担う職員の数やはり重要な指標の一つである。

図8 職員1人当りの通所者数（沖縄・作業所別）



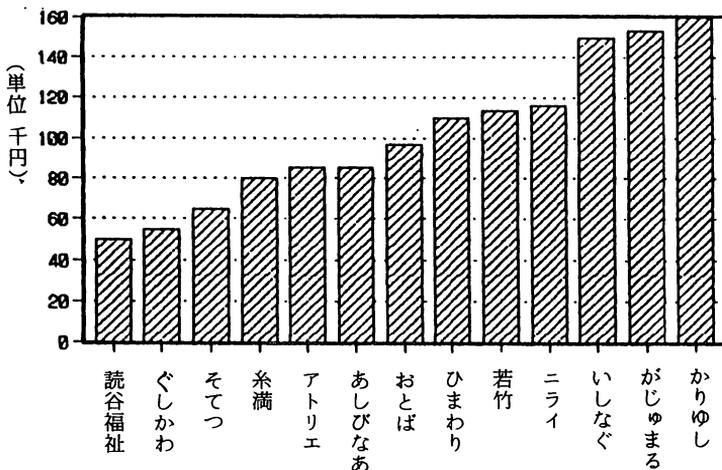
### ⑤ 職員の賃金

九州の職員の平均月額賃金は6万未満と非常に低い。沖縄県は85,694円でこれよりかなり高いが全国平均の104,655よりは低い。 沖社協調査では101,469円で、全国平均とほぼ同じ水準になっている。かりゆし学園とがじゅまる共同作業所、第2いしなぐ共同作業所が月額15万円を越しているが、他方ぐしかわ福祉作業所と読谷福祉作業所は6万円未満で、授産所そてつも通所者46人（職員一人当たり23.0人）の状況の中で65,000円と低い（ただし、ぐしかわ福祉作業所はこのほかに市社協による直接雇用の職員が作業所の専任職員として実践の中心になっている）。

職員の給与・待遇の問題を考えると、単に財政的問題だけでなく、職員を家族や関係者等による「ボランティア」的なものと位置づけるか、あるいは障害者の発達を保障する専門的労働者と位置づけるかという職員論の問題ひいては、作業所の運営目標を何におくかという問題に関わってくる。個々の作業所の中では職員が自分達の給与等の待遇問題については議論しにくいと聞く。つくる会や親の会の中であるいは個々の作業所を越えて沖縄県共同作業所連絡会の中

で、作業所の将来を見すえて職員の果たすべき役割についての認識を高めていく必要があると思う。

図9 職員の月額賃金（沖縄・作業所別）



#### ⑥ 年間本人・家族負担

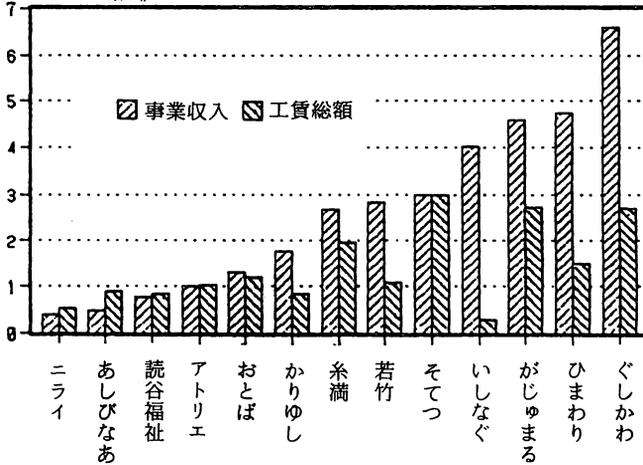
年間本人・家族負担は共作連の調査では沖縄が約19万円と最も低くなっているが、沖社協調査では大きく数字が違い、496,769円で逆に全国・九州平均よりも高くなっている。ここでもやはり作業所間格差が大きい。本人・家族負担があるのは6作業所だけでそのなかでも特に、若竹共同作業所（2,040,000円）とアトリエ種子（2,560,000円）が大きい。ともに毎月1万円の会費を家族が負担している。

#### ⑦ 事業収入

年間事業収入は沖縄がもっとも高い。沖社協調査ではさらに高くなっている。作業所別の資料を見ると最高660万円から最低42万円と15倍以上の格差がある（図10）。

図10 年間事業収入と年間工賃総額（沖縄・作業所別）

単位：百万円



共作連絡調査の場合も社協調査の場合もこの事業収入は主として通所者の労働による収入と、主として父母やボランティアによるバザーや廃品回収等の収入との合計の両方を含んでいる。厳密に見るとこの両者は性格が異なるものであるが社協の調査でも作業所間の回答のばらつきがあって区別できなかった。通所者の労働による収入のみをみるならば作業所単位の年間の総工賃がそれに近いので、図10でそれも示している。

### ⑧ 公的補助

#### 概観

沖縄県の作業所1ヶ所当り補助金総額の平均は214万円で全国平均（474万円）の半分以下で非常に低い。九州平均はさらに低く155万円である。補助金総額のうち国・都道府県・市町村の補助金の構成比率は全国平均と九州平均と沖縄県ではかなり違う。沖縄県の場合は県補助金の低さが、全国平均の場合都道府県と市町村を合わせた自治体の補助金の比率の高さが特徴的である。補助金が予算総額に占める比率は全国平均は55%であるが九州平均は41.9%、沖

縄県は 39.8%と、わずかではあるが九州平均と比べても沖縄県の方が最も低い。

全国的にみて、各種公的補助金の総額が 500 万円に近く、予算総額に占める比率が 50%を越していること、特に市町村の補助が大きいことは注目すべきことである（図11、12）。

図11 公的補助金の比較（1ヶ所当り平均額）

単位・百万

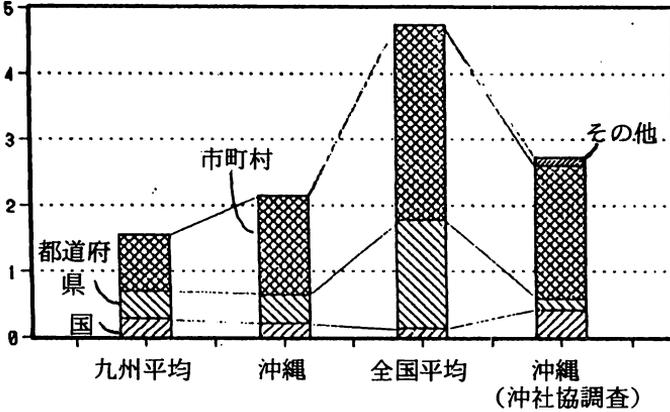
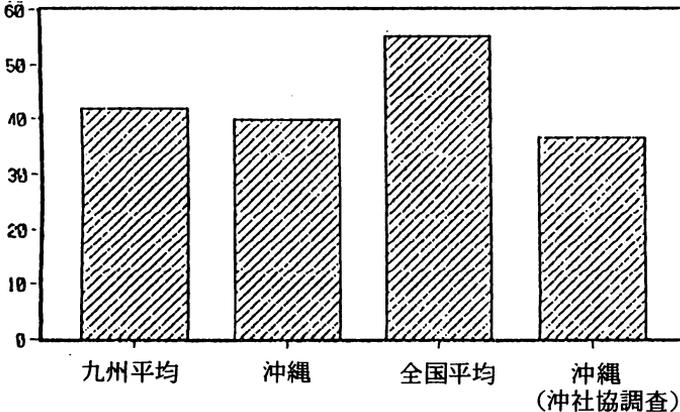


図12 予算のうち公的補助金の占める比重

(%)



次に国による補助、都道府県の補助、市町村の補助別に詳しくみてみよう。

### (1) 国の補助金

作業所1ヶ所当たり平均の国の補助金は金額で見ても補助金総額に占める比率で見ても九州平均の場合にもっとも大きく、全国平均の場合にもっとも小さい。しかし、その額はもっとも高い九州でも1ヶ所平均で年間29万円に過ぎない。国の補助は1988年度は一律1ヶ所70万円であるから九州平均の場合約5ヶ所に2ヶ所が国の補助を受けていることになる。1ヶ所当たりの国の補助が約14万円と最も低い全国平均の場合は5ヶ所に1ヶ所である。ところが先に見たように、国の補助が少ない全国平均の場合の方が全体としての補助金は高くなっている。このことは、実態的には国の補助制度は自治体の補助制度の格差を埋める方向で「補助的に」配分・運用されているが、なおかつその機能さえ十分果たし得ないほどの低い水準であることを示している。「本格的な国の小規模作業所への補助制度の確立」が望まれる。

### (2) 都道府県補助金

都道府県の補助金は全国平均の場合が1ヶ所162万円と最も大きく、沖縄(42万円)と九州平均(41万円)はほぼ等しく全国平均の約4分の1と大きな格差がある。ただし、冲社協調査では沖縄は1ヶ所平均約16万円と九州よりも格段に低くなる(図11)。これは、共作連調査の沖縄県の回答には財団法人「社会福祉振興基金」(設立から数年間は県と市町村の出損金大きな比重を占めていたが現在はゼロで、民間寄付金を原資に運営されている。ただし、理事長は県知事である)の補助を含めて回答が書き込まれたことによると推測される(1988年度は県補助金とあわせて6ヶ所420万円の補助が行われている。回答10ヶ所であるからちょうど1ヶ所当たり42万円になる)。県の補助に限れば、沖縄県の補助金総額は420万円ではなく、半分の3ヶ所、210万円である(共作連の「小規模障害者作業所・グループホーム地方自治体補助金要綱集」昭和61年版および昭和63年版にはこの数字がだされている)。共作連調査の調査方針でも都道府県の補助が対象として考えられている。沖縄県のようにその他の補助金も含めて回答されたケースがないとはいえないが、沖縄県の補助金が高く評価され

ずきている可能性が高く、沖社協調査のデータを基本に考えるべきである。

沖縄県の小規模作業所への補助金制度が、全国平均と比べて水準の低い九州平均よりも更に低いレベルであることは、上述の「小規模障害者作業所・グループホーム地方自治体補助金要綱集」によって直接確認できる。

上記の昭和61年度版と昭和63年度版の資料と、同じく共作連の「小規模作業所全国名簿」から、各都道府県の補助金制度の内容を全国の都道府県の順位という点から調べてみると、次の様な結果が出る（順位はいずれも下から数えての順位である）。

① 補助を受けた施設数の順位

- 1983年度 第9位（3ヶ所、同順位3県）
- 1985年度 第9位（3ヶ所、同順位2県）
- 1986年度 第4位（3ヶ所、同順位4県）
- 1987年度 第1位（3ヶ所、同順位3県）
- 1988年度 第1位（3ヶ所、同順位2県）

② 補助金総額の順位

- 1983年度 第13位（210万円）
- 1985年度 第9位（210万円）
- 1986年度 第6位（210万円）
- 1987年度 第5位（210万円）

③ 補助を受けた施設の比率とその順位（1988年度）

- 沖縄県 第2位（25.0%）
- 全国平均 （73.2%）

沖縄県は1983年度（昭和58年度）に制度が創設されて以来、その内容が改

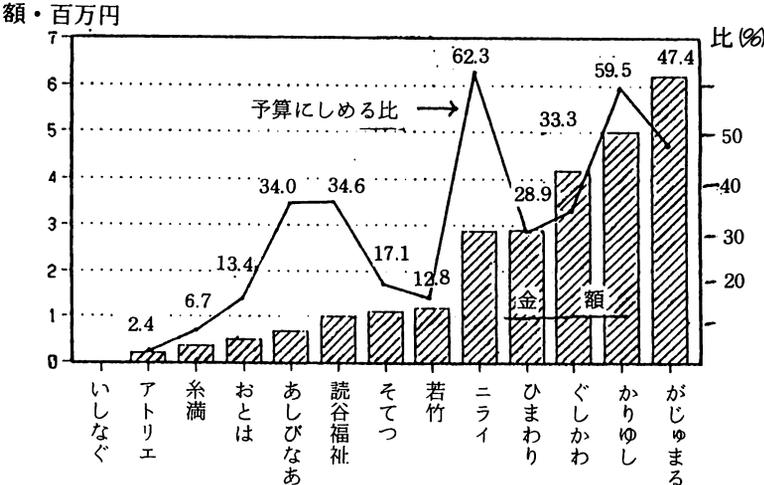
善されていない数少ない都道府県の一つである。そのためもともと低い水準であったのが、現在ではほとんど全国最下位といってもいいところまできている。

(3) 市町村補助金

市町村補助金は都道府県の補助金額を上回っている。全国平均の場合、都道府県の補助金の約倍の1ヶ所当り300万円になっている。九州平均でも都道府県補助金の約倍の市町村補助金がだされている。これに対して沖縄県では県の補助金の約4倍の1ヶ所当り150万円の市町村補助金がだされている（「社会福祉振興基金」の補助金を除くと約9倍になる）。

しかし、市町村補助金の県内格差は大きい。設立初年度のいしなぐ第2作業所、2年目のアトリエ種子を除いても最高のがじゅまる共同作業所（620万円）と最低の糸満福祉作業所（35万円）とでは約18倍の差がある。

図13 沖縄県内の市町村補助金の格差（市町村社協の補助も含む）



最後に、法内施設に対する補助金（措置費）との比較をあげておこう。

1988年度（昭和63年度）の沖縄県の精神薄弱者通所授産施設の平均的な事務費保護単価（施設を運営するために必要な職員の人件費、その他事務の執行に伴う諸経費に対して入所者1人につき1カ月に補助される額）は、施設毎に違うが平均して約10万円である。これに一般生活費保護単価（通所者の給食に要する材料費および日常生活に必要な経常的諸経費）14,130円を加えると114,130円になる。社協の調査をもとにして、沖縄県の作業所の平均的な通所者数を18人として計算すると24,652,080円になる。市町村補助も含めた1ヶ所当り補助金総額の平均値2,723,462円の9.1倍で、最も補助金総額の大きいがじゅまる共同作業所（6,900,000円）の3.6倍になる（資料は「心身障害者福祉の概要」平成元年版および障害福祉課資料による）。

沖縄県の小規模作業所の将来展望をみると10ヶ所中6ヶ所が法内施設化を目指している（共作連調査。ただし、1989年に行われた共作連九州大会の配布資料による）。上のような実態を見ると当然のなりゆきである。

しかし、今問題となっていることは、小規模作業所を現行の法内授産施設の「補完物」とみてその法内施設化を促進することではない。小規模作業所が生み出したもの、それが目指そうとしているものを守り発展させることを基本に現行法の適用・利用を考えるべきであろう。そして全国的なレベルで、現行の施設対策のあり方の最検討と小規模作業所への本格的な補助制度の確立へ向けての動きが今進みつつある。この沖縄の地でこれを見ると本格的な県の補助制度を確立することが大きな意味を持つてくる。

小規模作業所の設置・運営形態について付け加えておくと、1985年以降の新しい特徴として、社協による設置あるいは社協が深く関わった形で設置された作業所が現れたということがあげられる。典型的には北谷町のニライの里であるが、今帰仁村のおとは学園は社協設置で村の障害児・者の親の会への運営委託という形式を取っており、ぐしかわ福祉作業所は、親の会の設置・運営ではあるが、中核となる職員を社協の直接雇用という形で確保している。これらの作業所の市町村の補助金をみると、ニライの里（62.3%）、ぐしかわ福祉作業所（33.3%）では予算中の高い比率の補助がなされているが（ぐしかわ福祉作業所では清掃作業委託費600万円も含めると81.1%になる）、おとは

学園の場合は（1989年度の場合は）むしろ沖縄県の中でも低い方である。上で見たように、職員の位置づけ・待遇の違いも大きい。このようにその具体的な内容は多様であるが作業所運営の財政面での「苦労感」からは解放されているように見える。新しくできた、これら社協が深く関わった作業所が、障害種別を越えて、重い障害を持った人も含めて地域の障害者の多様な要求にどのように答えていくか、そのために職員の待遇改善、父母の運動の力量を高めることなどどう進めて行くかは、今後の沖縄の作業所運動にとって大きな意味を持つであろう。

## 終りに

沖縄の小規模作業所の歩みを見て、最も目を引くのは国と県の対策の遅れである。

沖縄県で小規模作業所が設立されはじめてまもない1983年にだされた沖縄県の「国際障害者年」の行動計画中の成人期障害者対策は極めて一般的抽象的なものであったが、この同じ年に小規模作業所への県の補助金交付が始まった。しかし、それから7年後の1990年にだされた「第2次沖縄振興開発計画総点検報告書— 沖縄振興開発の現状と課題—」には、法内施設について述べられているだけで、無認可の小規模作業所に関しては現状についても今後の対策についても一言も述べられていない。

1988年9月にだされた沖縄県の国際障害者年長期行動計画の「後期計画」（その期間は1988年度から1991年度までの4年間である）では、小規模作業所について「『通所授産施設』の補完的役割はもとよりそれ以外の役割も積極的に評価し、授産内容の向上を指導しつつ、行政上の援助を図っていく」と述べられているがそれ以上の具体的な内容がなく、実際には沖縄県の補助は1983年以来今まで全く改善されていない。障害者対策の基本理念は、「障害者ができる限り一般市民と同様に生活し、活動することであるという『ノーマライゼーション』である」という総論と現実の対策の間には大きな距離がある。

最後に、本論で明らかになったことを要約して稿を終える。

- ① 小規模作業所は沖縄においてもこのおよそ10年間の歩みの中で着実に発

展してきており、法内施設と少なくとも同じ比重をもって活動している。

② 小規模作業所は、多かれ少なかれ、成人期障害者が地域で働き地域で生活して行くことを支えるものとして活動してきており、沖縄県が「国際障害者年長期行動計画」のなかでいう障害者対策の基本理念からみても重要な「社会的資源」と位置づけられるべきである。

③ しかし、全国的に見て、沖縄県の小規模作業所の数はまだ少なく、特に、精神障害者の小規模作業所は少ない。また、その内容から見ても重度・重複の障害者の比率が少ないこと、入所制限のあるところが少なくないことなど、地域の障害者の要求に弾力的かつ柔軟に対応して行くという小規模作業所の良さが十分に発揮されていない面も抱えている。

④ 将来展望として多くの作業所で法内施設化が目指されているが、全ての作業所にとってそれが可能あるいは適切であるわけではない。また、法内施設になることによって、定員枠を越える入所希望者の入所がむづかしくなるなど現行制度の欠陥による問題もでている。運動を反映して、政府によって現行施設基準が小規模作業所の実態にあわされる方向に進みつつあるが、それはまだ変化の過程に過ぎない。

⑤ したがって、小規模作業所を増やし、その良さを生かした運営を助成する本格的な制度を作ることが沖縄県の小規模作業所対策として、ひいては成人期障害者対策のなかでの重要な柱としても強く求められている。

⑥ 国は小規模作業所の独自の役割について無視できなくなり障害者の施設対策を見直しつつあるが、現在の小規模作業所対策の基本は法内施設化であり、存在する小規模作業所への助成は微々たるものである。これに対して多くの自治体では、小規模作業所への助成策を充実させ、これが小規模作業所の増加の副次的要因として大きな役割を果たしている。

⑦ 沖縄県の市町村においては少数の自治体で助成策が実施されてきたが、その額は小額のところも多く、助成策が制度として実質的に機能しているのはごくわずかである。

⑧ 沖縄県の小規模作業所への助成制度は1983年にはじめられて以来一度も改善されておらず、現在では全国的にみて殆ど最下位の水準になっている。この抜本的改革こそ沖縄県における小規模作業所対策の焦眉の課題である。小

規模作業所の質量ともの発展、市町村レベルでの作業所助成対策の開始と充実、国に対する働きかけ等いずれの点から見ても県の制度改革は大きな意味を持つであろう。しかも、第2次振計の総括をする今、かつ国際障害者年長期行動計画10年の区切りを目前に控えた今、県の果たすべき役割は極めて大きいといえよう。

⑨ 現行の助成の水準の低さからみて、沖縄県の小規模作業所助成制度の抜本的改革を待つことなく、緊急の部分的改善も急務である。現行制度の枠内でも助成金の額と交付対象作業所数を直ちに大幅に増額すべきである。その際に1988年の全国の都道府県の小規模作業所助成制度の平均的水準（1ヶ所160万円で作業所の75%に対して補助が交付されている）を一つの目安として、全ての作業所に200万円の補助金の交付が考えられる。

小規模作業所は多かれ少なかれ現在の成人期障害者対策と施設のあり方に対して満足せず、これを変えていこうという運動的側面をもってきた。それが「国際障害者年」の理念とも結び付き日本の成人期障害者対策を変える一つの力となってきた。沖縄においても同様である。沖縄県の小規模作業所への本格的な助成制度の確立にむけての取り組みは単に小規模作業所だけの問題ではなく、成人期障害者対策全般の確立と関わり、また沖縄県における国際障害者年の取り組みとも関わるものである。沖縄県共同作業所連絡会とその関係者・父母がそのような大きな視野から小規模作業所の問題を沖縄県民に広く訴えて行かれるよう期待する。

## < 注 >

### (注 1)

「障害者をかかえている家族 — 障害者家族の生活実態調査を中心にして—」  
『戦後沖縄の社会変動と家族問題』（新崎盛暉・大橋薫編著 アテネ書房発行）  
の第 3 章に収録。共同研究文部省科研費一般研究 A。 1988 年 3 月発行

### (注 2)

共作連（共同作業所全国連絡会）の 1986 年版「地方自治体補助金要綱集」  
によると、1985 年現在で都道府県の精神薄弱者と身体障害者の小規模作業所  
への補助金が 1 ケ所 500 万円を越えるところは、滋賀、東京、神奈川、千葉、  
京都、栃木、埼玉の 7 都府県であった（入所者 15 人、職員 2 人を基準に計算）。

### (注 3)

共作連は 1989 年 11 月に「小規模作業所の制度化への提言」を、国際障害者  
年日本推進協議会は「障害者対策への政策提言」（そのうち 2 が小規模作業所  
3 が施設に関する政策提言である）を発表したが、このような民間の運動団体  
だけでなく、全社協（全国社会福祉協議会）の「授産事業基本問題研究会の提  
言」（1985 年 6 月）や同じく全社協の「重度障害者の社会生活を保障するた  
めに — 『小規模作業所』のあり方についての提言 —」（1989 年 8 月）、昭  
和 63 年度厚生省の委託研究「『心身障害児（者）の地域福祉体制の整備』に関  
する総合的研究」（厚生省心身障害研究班、主任研究者 高橋孝文 うち研究  
課題 4 が「障害者の地域生活援助方法の開発に関する研究」分担研究者 廣瀬  
貴一・皆川正治となっており、そのうちの 4 - 2 が「小規模作業所の現状と制  
度のあり方に関する研究」分担研究者 藤井克徳となっている）等でも提言や  
研究報告が行われている。

### (注 4)

沖社協調査は未公表であるが、社協の許可を得て分析・利用させていただ  
いた。この場でお礼を言っておく。ただし、回答にはデータの内容が不正確であ  
ったり記述が統一されていない部分があり（主に財政に関わる部分である）、調  
査の基本を壊さない範囲で必要に応じて私の調べたところにより訂正している。

### (注 5)

1988 年現在。共作連「小規模作業所全国名簿」より

(注6)

第1に、肢体不自由児養護学校(鏡カ丘養護学校)高等部の卒業後の在宅者の比率は沖縄の障害児学校の中でももっとも高率であり、また、盲学校・ろう学校の高等部から重度・重複の障害者が卒業しはじめている。第2に、身体障害者のうち働いている人は1987年1月で28.5%と前回調査(1980年で26.5%)よりやや上昇しているとはいえその率は低く、不就業の理由の最大のものは「重度の障害のため」(不就業者の46.0%)である(「沖縄県身体障害者実態調査報告書1987年2月」沖縄県生活福祉部障害福祉課・沖縄県身体障害者福祉協会)。第3に、法内の身体障害者通所施設は、石垣市に1ヶ所あるだけで沖縄本島にはない。